

■ 事例 10：特定部位不担保法を付加されたご契約でのご請求

保障対象外の特定の身体の部位について

特定部位不担保法により不担保とする部位について

約款で定めている「特定部位不担保法により不担保とする部位」とは、下記「別表6 特定部位不担保法により不担保とする部位」の通りです。

この別表は、無配当医療保険(05)のご契約のしおり・約款(2010年4月作成)より抜粋したものです。

別表6 特定部位不担保法により不担保とする部位

身体部位の名称	
8	盲腸（虫垂突起を含みます。）
12	膵臓
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（異常分娩が生じた場合を含みます。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢（左肩関節部を除きます。）
30	右上肢（右肩関節部を除きます。）
31	左下肢（左股関節部を除きます。）
32	右下肢（右股関節部を除きます。）
33	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
34	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
35	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む）および視神経
36	耳（外耳、中耳、内耳、聴神経、鼓膜および乳様突起を含みます）
37	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます）
38	口腔、歯、歯肉、舌、顎関節、顎下腺、唾液腺、耳下腺および舌下腺
39	咽頭および喉頭（扁桃、声帯を含みます）
40	甲状腺（副甲状腺を含みます）
41	食道
42	胃、十二指腸および空腸
43	小腸および大腸
44	直腸および肛門
45	肝臓、胆嚢、胆管、門脈および食道静脈
46	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
47	腎臓（腎盂を含みます）
48	尿管、尿道および膀胱
49	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
50	乳房（乳腺を含みます）
51	皮膚（頭皮、口唇を含みます）
52	仙骨部、尾骨部および骨盤（当該神経を含みます）
53	左肩関節部（鎖骨、肩甲骨を含みます）
54	右肩関節部（鎖骨、肩甲骨を含みます）